

令和8年7月17日

資料2

地方団体ヒアリング項目

自治税務局市町村税課

地方団体ヒアリングでお伺いしたいこと

○ 令和8年度税制改正で、所得税については、以下の措置が講じられた。

- ・ 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設
- ・ 「三党合意」を踏まえた更なる対応としての基礎控除の特例

これを踏まえ、個人住民税の基礎控除等について、

- ① 物価上昇を踏まえた一定の対応(基礎控除の引上げ等)についてどのように考えるか
- ② 所得税の基礎控除の特例(三党合意を踏まえた対応)について、個人住民税において対応すべきか
- ③ 非課税限度額については、これまで生活保護基準の見直しの際に検討してきたが、どのように対応をすべきか

地方団体の立場から、見解を伺いたい。

地方団体ヒアリングでお伺いしたいこと

- 所得税の基礎控除の引上げについて、本則部分は見直し前の控除額に税制改正時における直近2年間の消費者物価指数(CPI)の上昇率を乗ずることで調整するルールが創設された。

これを踏まえた対応として、以下のような【対応例】が考えられるが、それぞれについて、

- ① 課税事務への負担
- ② システム整備に係る負担
- ③ 自治体の財政運営に及ぼす影響
- ④ 他制度(特に自治体独自の福祉施策等)への影響(例:給付対象者の増加、所得を把握できない者の増加による影響等)

についてご意見を伺いたい。

【対応例】

- 所得税の本則部分の引上げルールを踏まえCPIを踏まえて検討しつつ、
 - ア 3年に一度など、一定期間のトレンドを踏まえて引上げ額を決定する。
 - イ 所得税の引上げタイミング(2年ごと)に1~2万円程度を引き上げる。
 - ウ 非課税限度額の見直し検討のタイミング(生活保護基準が見直される5年に一度)に合わせて検討する。
- 引上げの際には、所得により引上げ幅を変えるなどの、複雑な要件設定はせず、金額(現行、最大43万円)を定額で引き上げるのみとする。